

令和2年4月24日
電力・ガス取引監視等委員会

適正な電力取引についての指針の改定に関する 意見聴取について回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見聴取を受けた適正な電力取引についての指針の改定について審議を行い、電力の適正な取引の確保を図る観点から問題ないことが認められたため、その旨を回答いたしました。

1. 概要

平成11年12月に経済産業省と公正取引委員会において、電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法上又は電気事業法上問題となる行為を明らかにした「適正な電力取引についての指針」(以下「本指針」)を示すとともに、制度改正等に伴い本指針の改定を行ってきました。

今般、容量市場創設に伴い、本指針の改定について、令和2年4月20日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われました。

本日、経済産業大臣から意見聴取のあった本指針の改定について、当委員会において審議を行ったところ、電力の適正な取引の確保を図る観点から問題ないことが認められましたので、経済産業大臣へその旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

適正な電力取引についての指針の改定について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 遠藤
担当者: 栗島、谷垣、新井
電話: 03-3501-1552(直通)